

# センター からの

2013  
3月号  
隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1  
TEL 086 (226) 1019 (2013.3月発行)

## Contents

- インターネットにつながる全ての機器にセキュリティ対策が必要です
- あなたの町の消費者啓発セミナーにボランティア講師を派遣します
- 平成25年度消費生活講座
- 「多重債務無料法律相談」を開催します
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

### 消費生活に関するご相談は

#### ●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00  
津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **0570 (064) 370** (身近な消費生活窓口につながります。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

## インターネットにつながる全ての機器に セキュリティ対策が必要です!!



情報収集のほか、買い物やゲーム、電子メールやSNSなど、今やインターネットは私たちの暮らしと切り離せなくなっていますが、それに伴い、インターネットに関連する消費者相談も増え続け、アダルト情報サイト、詐欺的なサクラサイト、出会い系サイト、オークション、アフィリエイトなど、新しいトラブルが次々と発生しています。

平成23年度に県の消費生活センターに寄せられた相談のうちインターネット関連の「放送・コンテンツ等」に分類される相談は全相談の2割以上を占めています。中でもアダルト情報サイトに関する相談は、全国の消費生活センターに寄せられた2011年度の商品・サービス別の相談件数の1位で、2009年度以降最多の件数となっています。

相談内容は、「有料の認識がないままサイトを進んだところ、料金の請求画面が表示されたが、支払わなければならないか」、「個人情報業者が伝わっているのではないか」などのほか、パソコンを起動するたびに料金請求画面が表示され、請求画面がはりついたという相談が多く寄せられています。

また、最近では、インターネットを利用できる機器がパソコンや携帯電話、スマートフォンだけでなく、ゲーム機や音楽プレーヤー、テレビなど多岐にわたり、こうした機器からインターネットに接続することで起きるトラブルも多くなっています。

こうした相談は性別・年代を問わず寄せられており、誰にでも起こりうることから、パソコンやスマートフォンだけでなく、ゲーム機や音楽プレーヤー、テレビなどでのインターネット利用は十分な注意が必要です。

インターネットに接続できる機器には子どものアダルトサイトなどの閲覧や利用を制限できる「ペアレント機能」と呼ばれるフィルタリングが備わっているものが多くあり、また、ウイルス対策ソフトが用意されている場合もあります。この他にも、機器の基本ソフトを最新にするなど、インターネットにつながる全ての機器にセキュリティ対策が必要です。

また、アダルトサイトの他にもオンラインゲームに関して「親の知らない間に子どもが購入したオンラインゲームのアイテム代金がカード会社から請求された」といった相談が後を絶ちません。

オンラインゲームは、大人も子どもも共に楽しめるものが多く、パソコンや携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、音楽プレーヤーなどさまざまな機器で気軽に利用できます。ゲームソフト(アプリ)やゲーム内で使用するアイテムの購入には、電子マネーやクレジットカードなど、複数の決済方法が提供されていますが、最近では、支払い方法を事前に登録している別サイトのIDを使って、オンラインゲーム内の支払いができるようになるなど、有料コンテンツを利用するハードルが下がってきています。サービス形態の多様化、複雑化が進んだことが、トラブルを顕在化しにくくさせ、いったんトラブルとなった場合の解決を難しくさせているようです。

トラブルにまきこまれないためには、より一層、親などの大人が、機器の機能やオンラインゲームの仕組み、子どもの実態を理解した上で、利用方法を事前に親子で話し合うことが大切です。もし、こうしたトラブルが発生した場合には速やかに居住地の消費生活相談窓口にご相談ください。

あなたの町の消費者啓発セミナーへ



# ボランティア講師を派遣します

消費生活センターでは、県民、消費者団体、NPOなどの有志をボランティア講師として県内各地域の会合に派遣して啓発講座を行う「消費者啓発セミナーボランティア講師派遣事業」を行っています。ボランティア講師（個人23名・団体11グループ）により、悪質商法などに関する意識を高め、消費者被害を防止するため、講話、寸劇、替え歌、紙芝居などの得意な分野を活かした啓発活動を展開しています。

みなさんの地域でも、町内会、老人会、婦人会、公民館講座などいろいろな機会をとらえて、積極的にご活用ください。

派遣を希望される方は、次によりお申し込みください。

|             |                                                                                    |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 派遣対象<br>／条件 | 町内会、老人会、公民館講座、県内各地域で開催される会合で、次の条件をみたすもの<br>(1) 参加人員：20人以上<br>(2) 講座時間：1時間～1時間30分程度 |
| 講座内容        | 消費者被害の防止を目的として、講話、寸劇、替え歌、紙芝居など、ご希望に応じて講師を派遣します。                                    |
| 派遣料         | 無料                                                                                 |
| 申込方法        | 所定の講師派遣申込書を、講座開催日の3週間前までに、最寄りの市町村消費生活担当課に提出してください。                                 |

\*講師派遣申込書は、

- 県消費生活センター又は最寄りの県民局協働推進室、市町村消費生活担当課で入手できます。
- 県消費生活センターのホームページからも入手できます。



ボランティア講師派遣事業の他にも次のような啓発事業を行っていますので、積極的にご活用下さい。

## 一般の消費者啓発セミナー

大学・高校等や職場等（福祉関係団体、企業等）を対象とした研修会へは、原則として消費生活センター職員が講師として出向いて、無料で啓発講座を行います。

## くらしの一日教室

希望される団体等を対象に、消費生活センターの見学にあわせて、消費生活に関するミニ講座を行います。

問い合わせ先：岡山県消費生活センター 電話 086-226-1019  
FAX 086-227-3715

# 平成25年度 消費生活講座

消費者の皆さんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供する講座を開催します。

| 回 | 日 時                               | テ ー マ                                   | 場 所             |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------------|-----------------|
| 1 | 平成25年5月17日 (金曜日)<br>13:30 ~ 15:00 | ●「くらしの中の民事調停」<br>講師：岡山民事調停協会            | 消費生活センター<br>研修室 |
| 2 | 平成25年7月12日 (金曜日)<br>13:30 ~ 15:00 | ●「おokayamaの旬の魚介類」<br>講師：岡山県農林水産総合センター   |                 |
| 3 | 平成25年9月13日 (金曜日)<br>13:30 ~ 15:00 | ●「消費者警報発令中」<br>講師：岡山県消費生活センター           |                 |
| 4 | 平成25年11月8日 (金曜日)<br>13:30 ~ 15:00 | ●「安全な美容医療を受けるために」<br>講師：公益社団法人 日本美容医療協会 |                 |
| 5 | 平成26年2月7日 (金曜日)<br>13:30 ~ 15:00  | ●「くらしの中の危険と損害保険」<br>講師：一般社団法人 日本損害保険協会  |                 |

受講申込みの方は、消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込み下さい。

TEL.082-226-1019 FAX.086-227-3715 電子メール.syohi@pref.okayama.lg.jp

※申込みは随時受け付けます。定員70名に達しますと、お断りする場合がありますので、ご了承ください。

※参加は無料です。都合により日時・テーマ・講師は変更される場合があります。

## 「多重債務無料法律相談」を開催します

多重債務の問題は、法律専門家の支援があれば解決可能な問題です。悪質なヤミ金融の被害に遭うなど深刻な状況に追い込まれる前に、一刻も早く法律専門家の力を借りて解決策を検討することが大切です。

岡山県では、問題解決を支援するため、岡山県多重債務者対策協議会の構成団体である岡山弁護士会及び岡山県司法書士会の全面的な協力と、市町村の支援をいただき、弁護士又は司法書士の面談方式による「無料法律相談会」を開催しています。

**相談は秘密厳守です。一人で悩まず、勇気を出してこの機会をご利用下さい。**なお、予約は必要なく、当日、会場で先着順に受付をします。

| 日 程                          | 会 場         |
|------------------------------|-------------|
| 平成25年 5 月18日 (土) 10:00~15:00 | 岡山県消費生活センター |
| 平成25年 7 月20日 (土) 10:00~15:00 | 岡山県備中県民局    |
| 平成25年 9 月28日 (土) 10:00~15:00 | 津山市総合福祉会館   |
| 平成25年11月16日 (土) 10:00~15:00  | 岡山県消費生活センター |
| 平成26年 1 月18日 (土) 10:00~15:00 | 岡山県備中県民局    |
| 平成26年 3 月15日 (土) 10:00~15:00 | 津山市内 (予定)   |

問い合わせ先

岡山県県民生活部くらし安全安心課 (消費生活班)  
直通電話：086-226-7346 (平日の9時~17時)

※多重債務の相談については、弁護士会等の専門機関のほか、県消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口でも相談を受けており、事情をお聴きして法律の専門家に橋渡しをいたしますので、都合で上記の相談会に来られない方も、県や市の相談窓口までお問い合わせください。

多重債務  
相談窓口



弁護士会、司法書士会、県消費生活センター、県民局、市町村の相談窓口等  
⇒詳細は「岡山県くらし安全安心課ホームページ」をご覧ください。

クレジット、サラ金などの借金でお困りの方へ

岡山県ホームページ ⇒ 分野 ⇒ くらし・環境・観光の食生活・消費生活 ⇒ 消費生活

## ●消費生活相談事例●

### 詐欺的な“サクラサイト”に注意してください

芸能界はとかく閉鎖的。  
ぜひ△△を助けてください。  
話し相手になってください。  
やさしい○○○さん



スマートフォンのコミュニケーションアプリにタレントのマネージャーという人からメッセージが入り、指定されたサイトで有名芸能人を名乗る相手と悩み相談のメールのやり取りを続けた。最初は無料と思っていたのに料金を請求されたので指定された口座に現金を振り込んだ。その後もシステム構築費やメール交換ポイントなど様々な名目で料金を請求され、気が付いたら100万円以上現金を振り込んでいた。騙されたのではないか。(岡山市：女性)

### 消費者へのアドバイス

「サクラサイト」とは、サイト業者に雇われた「サクラ（偽の客＝おとり、やらせ）」が異性、芸能人、弁護士、占い師などのキャラクターになりまして、消費者の善意につけ込み、欲望を刺激してサイトに誘導し、巧妙な心理操作によりメール交換等の有料サービスを頻繁に利用させ、その度に支払いを続けさせるサイトのことです。このような詐欺的なサクラサイトでお金を支払ってしまったという相談があとを絶たず、性別、年代を問わず被害が拡大しており、中には数日の間に何百万円も支払ってしまったというケースもあります。

サクラサイト商法の典型的な手口は、メールやSNSサイトから消費者をサイトに誘導し、サクラがなりすましたキャラクターとメール交換をするために、その都度ポイントを購入させるというものです。最近では、スマートフォンの普及に伴い利用者が急増している無料通話アプリなどのコミュニケーション機能を利用したサイトへの誘導や、何人もの人物が役割を分担して消費者を勧誘する「劇場型」の手口で「ポイント購入額を競わせて対戦ゲームをさせる」といった例も報告されています。

こうした詐欺的なサクラサイトの場合、相手からお金を取り返すことは容易ではありませんが、金融機関やクレジット会社と交渉することでお金が戻る可能性があります。

事例のケースでは、詐欺的なサクラサイトの手口について情報提供し、一刻も早く金融機関に事情を説明するよう勧めるとともに、出会い系サイトの被害救済に詳しい弁護士に相談することを助言しました。

サクラサイトの被害に遭わないためには、知らない人から届くメールやメッセージに絶対に返信しないことです。スマートフォンのコミュニケーションアプリは、友人登録に関する設定内容を確認し、自分の利用状況にあった設定にしておきましょう。また、サイト利用のためのポイント購入は、それが本当に必要かどうか慎重に検討してください。

トラブルにあたり不安に思うことがあれば、やり取りしたメールや支払い記録などを必ず保存し、すぐに居住地の消費生活相談窓口にご相談ください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

## 消費生活ビデオ・DVDライブラリー

33分

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVDが加まりました。

三遊亭円楽が案内する任意後見人制度

伝えたい、実現したい自分の生き方

企画・製作：一般財団法人  
民事法務協会

心配なこと、不安なことにも自ら備えておけば、安心して暮らしていくことができます。認知症などになって自分でしっかりとした判断ができなくなってしまったとき、本人を代理して財産管理を行う「任意後見人制度」についてわかりやすく解説します。

\* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

\* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

